

答 申 (案)

1 はじめに

この答申は、古賀市特別職報酬等審議会条例（昭和40年2月25日条例第1号）第2条に基づき、平成30年8月9日付30古人事第649号をもって、古賀市長より古賀市議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料（以下「特別職の報酬等」という。）の適正な額について諮問を受け、その諮問に対し古賀市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を開催し、活発な意見の交換を行った結果、全員一致の結論を得て取りまとめたものである。

2 審議会の開催状況

開催日	場所	出席状況
平成30年 8月 9日	市役所 第2委員会室	全員（10人）出席
平成30年 9月 20日	市役所 第2委員会室	全員（10人）出席
平成30年10月18日	市役所 第2委員会室	9人出席1人欠席

3 会議運営の基本方針について

委員は公正中立の立場を貫き、市民の代弁者として広い視野に立ち、自由な発言により客観的に検討した。

4 審議の論点

- (1) 福岡県内他市（政令市を除く）の特別職報酬等との比較
- (2) 一般職員の給料の状況
- (3) 財政状況
- (4) 特別職の活動状況と報酬等の考え方

5 審議結果

- (1) 特別職の報酬等を福岡県内他市（政令市を除く）と比較した場合、人口規模等から見ても概ね妥当な額であり、特別職の期末手当に係る役職加算については、福岡県内他市と比較すると、高いほうである。
- (2) 一般職員の給料水準を示すラスパイレス指数は、福岡県内他市と比べ低い。
- (3) 財政状況は、ふるさと応援寄附金の増額、市税の回復傾向など明るい兆しはあるものの、依然として厳しい状況である。
- (4) 市長、副市長及び教育長は常勤であり、議員は定例会・臨時会、委員会のほか、各種行事等に出席しているが、一方で「生活給的な要素を考慮せず、一切の給付を含

めた対価」であるという報酬等の定義を考慮する必要もある。

以上の審議結果を踏まえ、当審議会においては、特別職の報酬等を増額すべき積極的理由は無く、現状を維持することが妥当であるとの結論に達した。

① 議会の議員の報酬月額

職名 \ 区分	報酬月額 (審議結果)	現行報酬月額 (平成 14. 4. 1 適用)
議 長	現状維持	495, 000 円
副議長	現状維持	436, 000 円
委員長	現状維持	413, 000 円
議 員	現状維持	400, 000 円

② 特別職の給料月額

職名 \ 区分	給料月額 (審議結果)	現行給料月額
市 長	現状維持	875, 000 円 (平成 9. 10. 1 適用)
副市長	現状維持	689, 000 円 (平成 17. 8. 1 適用)
教育長	現状維持	656, 000 円 (平成 9. 10. 1 適用)

6 まとめ

今回の審議会では、最終的には現状維持という意見で一致したが、議員については、報酬を増額すれば、若い人も立候補しやすくなり、市政の発展にその意見を反映できれば市にも活気が出るという意見、報酬を減額すればよりやる気のある人が立候補するだろうという意見、市長、副市長及び教育長についても業務量、人口等の増減、福岡県内他市の市長、副市長及び教育長の状況と比較検討し、増額、減額及び現状維持いずれの意見も出されたうえで審議を重ねた。

当審議会としては、特別職の報酬等について現状維持が妥当との結論に至ったが、古賀市を取り巻く社会情勢は日々変化しており、特別職の報酬等についても、社会情勢の変化に応じて検討を図る必要がある。

第4次古賀市総合振興計画の都市イメージである「つながり にぎわう 快適安心都市 かが ～豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち～」の実現のため、今後もなお一層努力されることを願うものである。

平成30年11月5日

古賀市特別職報酬等審議会

会	長	宗像	優
委	員	小江	正樹
委	員	倉富	史枝
委	員	高原	朱美
委	員	中西	博宣
委	員	馬場	達也
委	員	平川	由記子
委	員	藤本	芳博
委	員	船越	信幸
委	員	古川	優子